

■ 鹿児島県登録の建築士に対する懲戒処分

処分年月日	建築士名	建築士種別	建築士免許登録番号	処分等の内容	処分の原因となった事実
平成30年1月26日	入木良人	二級	鹿児島県知事登録 第3507号	平成30年1月26日から 6月間の業務停止	<p>開設者として、一級建築士であった管理建築士が不在となった後も管理建築士を置かず、変更の届出を怠った。</p> <p>また、二級建築士として、当該一級建築士の名義を無断で建築確認の申請における設計者及び工事監理者として使用し、一級建築士でなければ設計してはならない建築物の設計を行った。</p> <p>このことは、建築士法第10条第1項第1号に該当する。</p>